

受け忘れはありませんか？ お子さまの予防接種



お子様の予防接種の受け忘れがないか、もう一度「母子健康手帳」で確認しましょう。特に、麻しん(はしか)は感染力が非常に強く、重症化しやすい病気です。現在熊本県内の発生はありませんが、九州内に麻しん感染が広まっていますので、未接種の方は早めの接種をお勧めします。

定期対象年齢の方は、無料で受けられます。詳しくは、一の宮保健センター ☎ 22-5088 までご連絡下さい。

◇定期予防接種一覧◇

予防接種名	対象年齢	接種回数
BCG	生後6月未満	1回
三種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳)	生後3月以上～90月未満	初回3回 追加1回
二種混合(ジフテリア・破傷風)	小学校6年生 ※夏休み期間実施	1回
ポリオ	生後3月～90月未満	2回
麻しん(はしか)風しん ※3期・4期は24年度 までの時限措置	1期: 12月～24月未満	1回
	2期: 就学前児(年長児)	1回
	3期: 中学1年生	1回
	4期: 高校3年生	1回
日本脳炎 (※積極的勧奨を差し 控え中)	1期: 3歳～90月未満	初回2回 追加1回
	2期: 9歳～13歳未満	1回

新しい日本脳炎ワクチンについて

平成21年6月2日から、日本脳炎新ワクチン「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が、定期予防接種として使用可能になりました。

しかし、厚生労働省健康局結核感染症課によると、「新ワクチン(乾燥細胞培養ワクチン)は、安全性の確認等における観点や、供給予定量が定期接種対象者数に満たないことから、現時点においては積極的に勧奨する段階に至っていない。」とのことであり、本市においても現時点では、引き続き積極的な勧奨は行わない(副反応や効果に対し同意を得た希望者にのみ実施する)こととなります。ご不明な点は一の宮保健センター ☎ 22-5088 までご連絡下さい。

※厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/qa/kenkou/nouen/index.html>
に詳細な情報が掲載されていますのでご参照ください。

児童手当を受給されている皆さまへ

児童手当の現況届は、 提出されましたか？

この届は、児童手当等を引き続き受け取る要件があるかどうかを確認するためのもので、毎年6月1日における状況を記載し、毎年6月中に提出しなければなりません。

この届出の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

<現況届提出時に必要な書類>

- 受給者(父もしくは母)の健康保険証の写し(受給者が厚生年金等加入者である場合に提出)
- 前住所地の市区町村長が発行する平成21年度児童手当用所得証明(阿蘇市に平成21年1月1日に住所がなかった場合に提出)
- 監護・生計同一申立書及び世帯全員の住民票(子供と別居している場合に提出)

◇児童手当制度のしくみ◇

支給対象者	小学校修了前の児童を 養育している者
支給額	(0歳以上3歳未満の児童) 月額10,000円 (3歳以上の児童) 第1,2子 月額5,000円 第3子 月額10,000円
支払時期	毎年2・6・10月に、それぞれの前月分までが支払われます。
制限	所得制限があります。



問い合わせ先
健康福祉課
子育て支援係
☎ 22-3167

(公務員の方は、勤務先へお問い合わせください)